

検討課題「評価の項目」の検討について（案）

(4) 評価の項目

- 評価を行う際は、適切な評価の項目等の設定が必要である。
- 中期目標は、中期計画を策定する際の指針となるとともに、評価を行う際の基本的な項目となる性格を有している。中期計画は、中期目標を実現するための具体的な計画であり、各項目の達成状況を評価する際の要素となる性格を有している。
このことから、また、国立大学法人等の自主性・自律性を尊重する見地から、評価に当たっては、それぞれの国立大学法人等の中期目標の項目及び中期計画の記載内容を評価項目及び要素として設定することを基本とする。
- なお、中期目標・中期計画に具体的に示されていない場合でも、それぞれの国立大学法人等が、教育研究活動において、中期目標に即して顕著な成果が上がっていると判断する取組を特記できるようにする必要がある。
- また、機構が評価を行う上で、国立大学法人等に共通して不可欠であると判断される評価項目及び要素の設定が必要であると考えられる。その具体的な項目と要素については、検討する。

- 国立大学法人等の評価を行う上で、国立大学法人等に共通して不可欠であると判断される基本的な事項（以下「基本的な事項」という）を、あらかじめ国立大学法人等に提示する。その具体的な内容については、さらに検討する。

◆ 客観的・共通的な評価項目及び要素の考え方

1. 基本的考え方

- 1) 機構における評価においては、各国立大学法人等の個別の中期目標・中期計画を尊重するとともに、評価の公正性や社会への説明責任を果たす観点等から、国立大学法人等に共通して不可欠であると判断される基本的な事項を踏まえた分析を行うことにより、適正な評価を導くことが必要である。
機構は、円滑な評価を実施する観点から、評価の基本的な事項をあらかじめ国立大学法人等に示す。
なお、「基本的な事項」として提示するのは上記の「評価項目及び要素」の混同を避けるためのものである。

- 2) 国立大学法人等は、「基本的な事項」を踏まえて自己評価を行うことが重要である。

2. 各国立大学法人等の教育研究活動に関して共通する評価の基本的な事項

「基本的な事項」は、機構のこれまでの評価の経験や、国立大学法人等の中期目標・中期計画の構成を考慮して設定された各国立大学法人等の教育研究活動に関して共通する事項である。

◆ 設定の時期及び方法

1. 時期

- 1) 各国立大学法人等においては、「基本的な事項」を踏まえて、自己評価を行うことが必要であり、機構はできるだけ早期に「基本的な事項」を各国立大学法人等に提示する。
- 2) 提示の時期は、文部科学省の国立大学法人評価委員会での国立大学法人等全体の評価の検討状況を踏まえつつ、できるだけ早期に行う。

2. 方法

提示に際しては、その趣旨や考えられるデータの例示を含め、各国立大学法人等に必要な内容を示す。

その方法については、教育研究評価実施大綱（仮称）レベルにおいて提示することが考えられる。